

印鑑登録の申請について

I. 登録できる方

藤沢市に住民登録している方（15歳未満の方や、意思能力を有しない方を除く）

II. 登録できない印鑑

- ・住民基本台帳に記録されている「氏」「名」「氏名」等で表されていないもの（氏名以外の模様等が表されているものを含む）
 - ・印影の大きさが、1辺の長さ7ミリメートルの正方形に収まる小さなもの
 - ・印影の大きさが、1辺の長さ25ミリメートルの正方形に収まらない大きなもの
 - ・スタンプ印（シャチハタ等）、ゴム印、逆彫り印章、縁のない印鑑、その他印章が変形しやすいもの
 - ・既に他の方（ご家族等）が印鑑登録で使用しているもの
- ※そのほか、破損の度合等によって、登録できない場合があります。

III. 登録手続きに必要な書類

本人が窓口に来庁する場合（本人申請）

3種類の方法があります。

（その1）顔写真つき本人確認書類を提示して印鑑登録をする方法（即日登録）

- ① 登録する印鑑
- ② 顔写真つき本人確認書類（運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等）

（その2）保証人を立てて印鑑登録をする方法（即日登録）

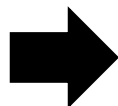
- ① 登録する印鑑
- ② 保証人欄が記載されている印鑑登録申請書（下記「★保証人について」を参照）

（その3）文書照会により印鑑登録をする方法（後日登録完了）

※2回来庁する方法です。2回来庁時に印鑑登録証明書を取得できます。

<1回目>

- ① 登録する印鑑



<2回目>

- ① 登録する印鑑
- ② 回答書
- ③ 本人確認書類（保険証、年金手帳等）

★保証人について

- ・印鑑登録をしている方が保証人になれます。（未成年者を除く）
- ・印鑑登録申請書の保証人欄に、保証人による署名と登録印（実印）の押印が必要です。（保証人の登録印は、鮮明かつ正しい向きで申請書に押印してください。）
- ・市外の方が保証人になる場合は、30日以内に発行された印鑑登録証明書1通が必要です。

代理人が窓口に来庁する場合（代理人申請）

2種類の方法があります。

（その1）代理人以外の保証人を立てて印鑑登録をする方法（即日登録）

※代理人と保証人は兼ねられません。

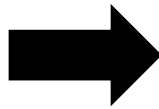
- ① 登録する印鑑（本人のもの）
- ② 代理人の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、保険証等）
- ③ 保証人欄が記載されている印鑑登録申請書（表面「★保証人について」を参照）
- ④ 委任状（下記「IV.委任状について」を参照）

（その2）文書照会により印鑑登録をする方法（後日登録完了）

※2回来庁する方法です。2回来庁時に印鑑登録証明書の取得ができます。

<1回目>

- ① 登録する印鑑（本人のもの）
- ② 代理人の本人確認書類
（運転免許証、保険証等）
- ③ 委任状（下記「IV.委任状について」を参照）



<2回目>

- ① 登録する印鑑（本人のもの）
- ② 代理人の本人確認書類
（運転免許証、保険証等）
- ③ 回答書・委任状（回答書に同封しているもの）

IV. 委任状について（任意様式可。用紙は窓口にも置いてあります）

- ・委任者本人がボールペン等で記入してください（鉛筆や消せるペンは不可）。
- ・委任状の原本を提出してください（メール、コピー、FAX、イメージ画像等は不可）。
- ・代理人の方の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、保険証等）が必要です。

記入例

（宛先）藤沢市長
 _____ 年 ____ 月 ____ 日
 （委任状の記入日）

（委任者） ※住所は市区町村名からご記入ください。
 住 所 藤沢市 _____
 署 名 _____
 ※必ず自署してください。
 生年月日 _____ 年 ____ 月 ____ 日
 電話番号 _____

私は、次の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

（代理人） ※住所は市区町村名からご記入ください。
 住 所 _____
 氏 名 _____

記

（委任する項目）
 印鑑登録（申請・廃止等）に関すること
 ※登録する印鑑を押印

登録する印鑑

記入日から
1か月以内のもの

委任状には必ず登録印を
押印してください。